

阪東漁業協同組合遊漁規則

(共第2号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、阪東漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス、（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ及びウナギをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十三条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第九条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
ア ユ	6月1日から7月31日までの期間内で組合が定めて公表する日時から11月30日まで
ヤマメ サクラマス イワナ	3月1日から9月20日まで

マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナ を除く。以下同じ) コ イ フ ナ ウ ナ ギ	1月1日から12月31日まで
ウ グ イ オイカワ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき 2本以下 擬似おとり使用の友釣りの場合、1人につき竿1本・ハリスの長さは擬似おとりの後端から20cm以下
すくい網	1人につき 1統
釜 (うけ)	1人につき 10統以下
置針	1人につき 20本以下
やす	1人につき 1本
投網・かすみ網	1人につき1統、15cmにつき16節以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
毛針釣 (テンカラ、フライ釣を除く)	全魚種	利根川・吾妻川	4月1日から 7月31日まで
オランダ釣	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
友釣り以外の 漁法	全魚種	友釣り専用区間 利根川大正橋上流端から東電 サイフォン上流端まで 東電渋川発電所阿久津放水口 から利根川合流まで	6月1日から7月 31日までの期間 で組合が定める日 時から9月30日 まで
ぐい ころがし	全魚種	利根川	12月1日から 8月31日まで
		上記の区域を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
リール使用のグ イ及びころがし	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
エサ釣	アユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
投網 かすみ網	全魚種	利根川	12月1日から 翌年8月31日まで
		上記の区域を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
すくい網	全魚種	漁場全域	12月1日から 翌年7月20日まで
スクーバ潜水機 器使用、舟を使 用した漁法	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

3 第2項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間、漁業をしてはならない。

区 域	期 間
大輪川と吾妻川の合流から金井発電所放水口までの吾妻川	1月1日

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
マ ス ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ	15センチメートル
ウ グ イ	8センチメートル
ウ ナ ギ	30センチメートル

(尾数の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、第八条第1項に規定される区域を除き、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ マ ス	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとする。

また、期間1日の遊漁料について第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、

次の表の遊漁料に全魚種の場合は3,000円、アユを除く魚種の場合は2,000円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣	1日	3,000円
	すくい網 筥(うけ)・置針 ・やす	1年	11,000円
	同上 投網 かすみ網	1年	15,000円
アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣	1日	2,000円
	すくい網 筥(うけ)・置針 やす	1年	8,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 筥(うけ)・置針 やす・すくい網	1年	無料
高校生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 筥(うけ)・置針 やす・すくい網	1年	5,000円
	アユを除く魚種	同上	1年	2,000円
肢体不自由者 手帳所有者	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網 筥(うけ)・置針	1年	5,500円

		やす		
		同上 投網 かすみ網	1年	7,500円
	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網 釜(うけ)・置針 やす	1年	4,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場に関する事項)

第九条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
大輪川と吾妻川の合流から金井発電所排水路まで	10月1日から翌年1月第2月曜日までの組合が定める日まで	竿釣 エサ釣り(ただし、リール付竿は除く) テンカラ釣 フライ釣 ルアー釣 (1人につき1本)

- 2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付する。なお期間の欄の1日とは、納付日の8時から16時までとする。

魚 種	期 間	区 分	遊 漁 料
ニジマス	1日	中学生の者	無料
		高校生の者	500円

		阪東漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	3,000円
		上記以外の者	3,500円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 第1項における理事会が定める区域及び日時は組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

- 2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、漁場の川底及び湖底をかくはんしてはならない。

- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十二条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名および顔写真

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十三条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

1 この規則は令和8年3月1日から施行する。

○令和8年2月4日群馬県知事認可 群馬県指令蚕特第201-2号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆

別表 遊漁証取扱所

No	名 称	所 在 地	電話番号	郵便番号	備考
1	松居釣具店	渋川市北橋町八崎 249	0279-23-3985	377-0064	年鑑札 日釣券 オトリ
2	石関商店	渋川市渋川 1383	0279-22-0902	377-0008	年鑑札 日釣券
3	つるや石油 店	渋川市赤城町津久田 196	0279-56-2638	379-1103	年鑑札 日釣券
4	ヘルシーパ ル赤城	渋川市赤城町敷島 44	0279-56-3030	379-1104	日釣券
5	サンビーム 高崎店	高崎市飯塚町 206-6	027-364-3332	370-0069	年鑑札 日釣券
6	カーティスク リーク	前橋市富士見町原之郷 951-1	027-289-2307	371-0116	年鑑札 日釣券
7	セブンイレ ブン渋川 大正橋店	渋川市渋川 1170-5	0279-25-1825	377-0008	日釣券
8	セブンイレ ブン渋川 赤城津久 田店	渋川市赤城町津久田 202-4	0279-56-7378	379-1103	日釣券
9	ファミリー マート渋 川上白井 店	渋川市上白井 1321-123	0279-60-2688	377-0201	日釣券
10	ファミリー マート渋 川坂東橋 店	渋川市北橋町下箱田 625	027-231-8589	377-0061	日釣券
11	ローソン渋 川横堀店	渋川市横堀 36-2	0279-25-7540	377-0206	日釣券

特設釣り場遊漁証取扱所

No	名 称	所 在 地	電話番号	郵便番号	備考
1	阪東・子持冬期釣り場	渋川市川島 38-4	090-1699-6032	377-0025	

組合が指定するオンラインシステム

No	名 称	所在地	電話番号	郵便番号	備考
1	電子遊漁券 フィッシュパス https://www.fishpass.co.jp	株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776-67-7335	919-0517	日釣券